



2022年10月21日

各 位

会 社 名 株式会社 技研製作所  
代表者名 代表取締役社長 森部 慎之助  
(コード番号 6289 東証プライム市場)  
問合せ先 専務取締役 前田 みか  
(TEL 088-846-2933)

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年10月21日に開催されました取締役会において、2022年11月22日開催予定の株主総会に、下記のとおり「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

##### (1) 株主総会資料の電子提供に関する事項

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されたことに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、以下のとおり所要の変更を行うものであります。

- ① 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第16条(電子提供措置等)第1項を新設するものであります。
- ② 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第16条(電子提供措置等)第2項を新設するものであります。
- ③ 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④ 上記の新設および削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

##### (2) 取締役の任期に関する事項

経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制の構築と、経営責任の明確化および株主の皆様への信頼の機会増加による、コーポレートガバナンスの一層の強化を目的として、取締役の任期を1年に変更するものです。



2. 定款変更の内容  
 具体的な変更内容は次のとおりです。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第 16 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(任期)</p> <p>第 21 条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② <u>補欠または増員で選任された取締役の任期は、現任取締役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p>第 16 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。</p> <p>② <u>当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しない。</u></p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(任期)</p> <p>第 21 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p><u>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</u></p> <p>第 1 条 2022 年 9 月 1 日から 6 ヶ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第 16 条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)は、なお効力を有する。</p> <p>② <u>本附則は、2022 年 9 月 1 日から 6 ヶ月を経過した日または前項の株主総会の日から 3 ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日  
 定款変更の効力発生日

2022年11月22日(火)  
 2022年11月22日(火)

以 上